

令和6年度から国民健康保険税の税率が変わります

1 国保税率の改正

国民健康保険は、平成30年度から都道府県化され、北海道が財政運営など国民健康保険運営の中心的な役割を担っています。そのため、保険税の計算方法を全道で統一するために北海道が定めた税率に毎年改正を行います。町では、令和12年度の全道統一の税率までの間、被保険者への影響を考慮し、独自に均等割と平等割の引き下げを行います。

区分		令和6年度	令和5年度	増減
		改正後	改正前	
医療分	所得割	7.93%	8.34%	▲0.41%
	均等割	12,800円	34,500円	▲21,700円
	平等割	12,900円	36,600円	▲23,700円
後期高齢者支援分	所得割	2.72%	2.80%	▲0.08%
	均等割	4,600円	9,600円	▲5,000円
	平等割	4,700円	9,600円	▲4,900円
介護保険分 (40～64歳の加入者のみ)	所得割	1.91%	2.07%	▲0.16%
	均等割	4,400円	10,800円	▲6,400円
	平等割	3,500円	9,300円	▲5,800円

2 保険税額の目安

各世帯の保険税額の目安です。詳細は役場税務会計課までお問い合わせください。なお、令和6年度の国保税の納税通知書は、6月に加入者の皆さんへ送付します。

① = 世帯人数 ② = 前年度所得 ③ = 被保険者区分※

例1 (7割軽減)

① 1人 ② 年金収入100万円 ③ A

	改正後	改正前	増減
医療分	7,700円	21,300円	▲13,600円
後期分	2,700円	5,700円	▲3,000円
介護分	0円	0円	0円
計(年税額)	10,400円	27,000円	▲16,600円

例2 (5割軽減)

① 2人 ② 所得100万円 ③ B

	改正後	改正前	増減
医療分	64,400円	100,300円	▲35,900円
後期分	22,400円	30,300円	▲7,900円
介護分	17,000円	27,200円	▲10,200円
計(年税額)	103,800円	157,800円	▲54,000円

例3 (2割軽減)

① 3人 ② 所得150万円 ③ C

	改正後	改正前	増減
医療分	125,800円	201,300円	▲75,500円
後期分	43,900円	60,600円	▲16,700円
介護分	30,200円	46,800円	▲16,600円
計(年税額)	199,900円	308,700円	▲108,800円

例4 (軽減なし)

① 4人 ② 所得300万円 ③ D

	改正後	改正前	増減
医療分	267,900円	388,900円	▲121,000円
後期分	93,000円	119,900円	▲26,900円
介護分	61,300円	84,000円	▲22,700円
計(年税額)	422,200円	592,800円	▲170,600円

※被保険者区分 A = 1人世帯 65歳以上介護分なし、B = 40歳以上 64歳以下介護分あり 2名、
C = B + 39歳以下所得なし介護分なし 1名、D = B + 39歳以下所得なし介護分なし 2名

▼お問い合わせ先 制度に関することは、役場民生課健康保険係(01372-7-5290)へ。
国保税に関することは、役場税務会計課課税係(01372-7-5292)へ。